

「平和憲法の世界的、現代的意義」について

広渡清吾

はじめに

- ・2014年11月「日本国憲法9条の意義について」報告→キーワード＝「約束と希望としての日本国憲法」（第一次安倍政権成立以来）
- ・今回、企画者からのテーマ（仮題）に「ついて」そのまま考えてみる
- ・課題＝「世界の非戦と平和」（positive peaceを含む趣旨）を実現する人類史のプロセスの中に平和憲法と9条の役割を位置づけること

1. 「平和憲法」ということの意味

(1) 「平和憲法」は固有名詞、普通名詞？

(2) 「平和憲法」とは9条のこと？

- ・日本国憲法が「平和憲法」であるということは、もっぱら9条の存在に依存するのか

(3) 「平和憲法」という憲法の構造

- ・「平和憲法」という問題設定は、9条の規範的意味だけではなく、憲法構造がもつ平和実現への役割を明らかにする必要性を示す

①「立憲主義・民主主義・平和主義の三位一体的擁護」

- ・安保関連法案（戦争法案）反対運動において市民の意識に浸透した

②日本国憲法の核心＝社会契約論的人民主権（アンチ統治者天皇制）、非武装平和主義（アンチ軍国主義）および個人の尊厳に基礎づけられる基本的人権保障の原理的不可分性

- ・人民の自由と権利を確保するための国家設立、国家設立の目的を保障するための憲法制定、一人ひとりの人民の自由と権利の保障に反する国家権力の行使は許されない

③学問の自由保障＝「安全保障技術開発研究」制度（軍事研究の国家的推進）反対

④労働3権の保障＝労働運動の平和希求機能

⑤地方自治の保障＝沖縄のたたかい

⑥立憲主義制度としての特別の憲法改正手続き＝憲法のオリジナリティ擁護の議会少数派と国民の結合としての護憲運動

(4) 「平和国家」論と平和憲法

- ・戦後日本は国家目標として「平和国家」を選択、「平和国家」は「戦争国家」の対語で、国家像としての一般名詞、「平和国家」として問題をたてると、9条、沖縄、自衛隊、在日米軍、安保、安全保障外交、対米従属など、平和憲法の構造を法的基礎枠組みとして、ダイナミズムを示す国家の分析が課題となる

2. 「9条平和主義」の規範的意味

(1) 9条（前文も含む）における①人民の安全保障、②国家の安全保障および③国際社会の平和維持の3つのレベルの構想

①戦争の放棄・武力不行使の誓約の対内的、対外的意味

- ・対内的には法的拘束力をもつが、対外的には一方的約束であり、それに応えるべき国際社会の信義を要請している

②ドイツ基本法の侵略戦争禁止（対内的法的拘束力）の実効性

- ・侵略戦争準備罪、侵略戦争扇動罪
- ・9条は法的実効性を確保する実施法をもっていない（軍隊設立準備禁止法、武器製造禁止法、軍役禁止法など）

(2) 人民の安全保障

①過去の戦争への反省と教訓による歴史的基礎づけ

②戦争の名において国家によって死を賭すことを絶対に強いられない

③人民一人ひとりがその自由と権利を守るために他に手段がないならば、外からの侵略とたたかうことは個人の尊厳の保障の出発点→市民の非武装抵抗、市民的防衛活動

(3) 国家の安全保障

①9条は国家安全保障をもつばら国際的平和維持機能に依存

②非武装平和をつらぬくための国際社会への要請

- ・「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久のこれを放棄する」、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持しようと決意した」

③対外的誓約としての非武装平和主義は国際法的にどのように位置づけられるのか

(4) 国際社会の平和維持

①1928年「パリ不戦条約」（戦争の放棄に関する条約）の画期的意義

- ・「国際紛争を解決するために戦争に訴えること」を非難し「国家の政策の手段としての戦争を放棄する」ことを宣言＝「戦争は国家の権利」を否定し「戦争は違法」とした→グロチウス以来の近代国際法の戦争についての原理的考え方（政府の存在しない自然状態としての国際社会では自己の権利を擁護し実現するためには、市民社会状態における裁判利用と同じ意味で、戦争に訴えることができ、勝者に正義ありとするほかない）の転換を生んだ
- ・国際連盟は不戦条約の原理を後押しするシステムをもたなかった。戦争を開始するについての事前手続を規定し、手続き違反国に対する経済上、外交上の制裁を予定したが、

制裁実施は加盟国の判断に委ねられた（しり抜け）。戦争を始める自由を制限したが、戦争それ自身を制限しなかった。

②「違法でない戦争」としての「自衛のための戦争」論の登場

- ・不戦条約によって、逆に「違法とされない戦争」として「自衛のための戦争」論が登場、国連憲章は、「戦争」をコンセプトそのものとして認めず、加盟国の「武力行使禁止」を原則に。にもかかわらず、憲章制定過程の事情により、武力行使国家に対する国際的制裁が実効性を発揮するまでの措置として「集団的、個別的自衛権」の行使を許容、その結果、国連憲章の下での加盟国の武力行使は例外なく「自衛権」の行使と主張される

(5) 9条と国連憲章の関係

① 9条にみる「軍事（的）国家）主権の自己制約」

- ・9条は明確に戦力の不保持、交戦権の否認を規定しているので、国際法が自衛権を許容しているとしても、日本国憲法は日本国家として、自らその可能性を放棄している（「軍事主権の自己制約」とかりに呼ぶ）

② ドイツ基本法、イタリア憲法における軍事主権の自己制約

- ・「軍事主権の自己制約」の論理は、日本国憲法のみならずドイツ基本法（24条）、イタリア憲法（11条）も採用（枢軸国3か国）
- ・侵略戦争の禁止、戦争の放棄とあわせて、国際組織（集団的安全保障機構）への主権委譲を規定

③ 改憲論＝右翼ナショナリズムからの批判

- ・「軍事主権の自己制約」こそ日本の独立と自立を妨げる、ナショナリズムの欠如をもたらす元凶
- ・9条は戦後アメリカの対日戦略だったか
- ・護憲運動（議会少数派と国民が結びついた憲法のオリジナリティを擁護する運動）が9条の現実的基礎をつくった

(6) 国際社会の平和維持と 9条

① 9条の世界史的位置

- ・国際連盟の創設による戦争の国際的管理（戦争に至る手続きを秩序付け、手続き違反の戦争を違法とする）、不戦条約による戦争の違法観の確立、そして国際連合による武力行使の原則禁止と続く、国際社会における戦争の絶滅＝非戦・平和への基本的流れに棹さし、武力によらない平和を目指す国際社会の構築をも課題として展望するもの

② 戦後日本外交の不履行

- ・国連加盟後も、9条の方向性をもった国際社会での活動を追求してこなかった。9条の無理な解釈と対米従属の軍事政策によって安全保障を追求するという安易な道を進み、いよいよ9条を桎梏として9条改憲を打ち出している。

3. 9条のより原理的な擁護のために

- ・9条の歴史的、原理論的位置づけをもっと掘りさげる必要があるとともに、9条が内包する国際社会の平和構想ないし人民の安全保障構想を具体的につめることが課題

(1) 明治150年における9条の歴史的な位置づけ

- ・9条の歴史的な位置づけとして、非武装平和主義は国家の安全保障政策として、日本の近代の建国期において(明治の自由民権期)1つの有力な思想として社会のなかで論じられていたこと→持続と戦後の再生、そして実定憲法化

(2) 社会契約論的人民主権論による基礎づけ

- ・社会契約論的人民主権論にたったとき、原理論的に、人民の安全保障、国家安全保障そして国際社会の平和維持の3つは、どのように論理的に位置づけられるのだろうか

(3) 世界共和国を最終目標にしないモデルの探究

- ・世界国家によって、共和制の個別国家が解体し、世界国家と世界市民が相対するという構図は、人類の成果物をなくすことになる。民主的にその意思を形成しうる共和制国家は、その内部に平和を実現したのと同じ志向をもって国際社会の平和を志向する可能性をもつ。世界共和国のない、立憲化された国際社会の追求

Anhang (蛇足的補遺)

4. 科学者と平和憲法・平和主義

(1) ラッセル・アインシュタイン宣言(1955年4月11日)とバグウオッシュ運動

- ・核戦争は人類を滅亡させる→現代の戦争は必ず核戦争になる→それゆえ戦争の絶滅を世界の政府に勧告(1957年7月第1回カナダのバグウオッシュで開催)
- ・科学者の社会的責任=科学者の製造物責任(PL)+核戦争の悲惨を科学的に知る者としての警告、このPLは、核エネルギーの開発研究それ自体の自由の否定ではなく、開発成果の政治権力による濫用(悪用)に向けられた
- ・日本のバグウオッシュ運動では核戦争人類絶滅論に平和憲法論が付加される

(2) 軍事研究問題

- ・1997年の「ブダペスト宣言」(「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言-21世紀のための科学・新たなコミットメント」)は、科学のミッションの重要な要素を「平和のための科学」としながら、一切の軍事研究の否定、という立場にはたっていない。
- ・日本学術会議の「軍事的安全保障に関する声明」(2017年3月24日)は、軍事研究問題を学問の自由論と科学者コミュニティ論から論じ、平和憲法に依拠しなかった
- ・日本学術会議の初期の声明「戦争を目的とする科学の研究に絶対に従わない」(1949、1950、1967年) = 「今後は、科学は平和国家の基礎であることを確信し」→平和憲法論に立つ

(3) 科学者の社会的責任論の射程

- ・科学研究の自由保障(自由と責任の結合、科学者コミュニティの自律と自立)という論理は、平和主義、平和憲法擁護に当然に帰結するか